

産業未来共創補助金〈経営革新型〉にかかるQ & A

(1) 共通

A. 申請手続き（新規、変更、中止）、補助金受取り

1 補助金を複数回に分けて申請することは可能か？

⇒1つの計画に対し、補助金の申請は1回限りです。

2 補助金の申請はいつできるか？

⇒県で随時受付しています。なお、補助金の交付申請には、経営革新計画の承認及び産業未来共創事業〈経営革新型〉の事業認定を受けていることが必要です。

3 補助金交付申請は、経営革新計画の実施途中からでも可能か？

⇒可能です。ただし、補助対象期間は、補助金交付決定日以後、経営革新計画の承認期間（事業実施期間）内に限られます。

4 補助金交付申請書の提出部数は何部か？

⇒1部となります。

5 収支予算書の作成にあたっては、見積書を提出する必要があるか？

⇒適正な収支予算書作成のため、可能な限り見積書を提出してください。

6 県税納税証明書は、どこへ行けば発行してもらえるか。また、写しでもよいか？

⇒鳥取県内の県税事務所において発行しています。交付手数料は、1枚につき400円（鳥取県証紙）が必要です。提出の際は、発行日から3ヶ月以内のもので、原本を提出すること。

○鳥取市、岩美郡、八頭郡の事業者 →東部県税事務所（鳥取市立川町6丁目176 電話：0857-20-3503）

○倉吉市、東伯郡の事業者 →中部県税事務所（倉吉市東巖城町2 電話：0858-23-3104）

○米子市、境港市、西伯郡、日野郡の事業者

→西部県税事務所（米子市糀町1丁目160 電話：0859-31-9602～9604）

7 補助金交付申請書の内容（経費内容や金額等）は途中で変更可能か？

⇒変更承認申請書を作成・提出し、承認を得ることとなります。経費配分や事業内容に関する「重要な変更」を行おうとする場合は、必ず変更申請が必要です。まずは商工団体に相談し、必要な手続きをおこなってください。

≪「重要な変更」とは≫

★補助金額の増額を伴う変更の場合

★事業区分間における流用のうち、補助金の額の20パーセントを超える増減に係る変更

★補助金額の5割以上減額しようとする場合

★事業の「終了予定日」を延長する場合

★新商品開発や販路開拓の大幅な遅れや見通しの見直しなどにより、事業区分単位で予定していた支出を中止または経費配分を大幅に変更するなどの事案が生じた場合

★その他事業目的の達成に支障が生じたり、事業効率が低下したりする恐れがある事業内容の変更を行う場合

※上記以外にも、変更手続きが必要な場合があるため、事業内容が変更となる場合、必ず事前に県に相談してください。

8 経営革新計画の承認を受けた時点では想定（記載）していなかったことが発生した場合、補助金交付申請において、補助事業内容に追記して申請してもよいか？

⇒事業計画の内容から派生したと認められる範囲においては可能です。個別事案ごとに相談して下さい。

(例) 事業計画で、A・B等の○○シリーズの新商品開発を進めるとしていた場合、事業計画には具体的に記載していなかった○○シリーズのCを開発することとなった。この場合、Cは新商品開発費として申請できる。ただし、別のジャンルの▲▲シリーズの新商品Dを開発する場合は、事業計画との関連性があることを説明する必要がある。説明できない又は関連性が認められない場合は補助対象にできません。

9 補助事業を中止する場合は、何か届けが必要か？

⇒補助事業を中止・廃止する場合は、事前に中止・廃止の承認申請書を県へ提出し、承認を得ることが必要です。

10 補助金はいつ受け取れるか？

⇒原則として補助事業完了後ですが、進捗報告で適正に支出されていると認めた場合に限り、補助事業期間中であっても、補助対象経費の支払い実績分に対応する補助金を補助事業者へ支払うことは可能です。

11 補助金の前払（概算払）はできるか？

⇒原則として前払（概算払）はしません。補助金の前払（概算払）に依存せず事業を実施できるよう計画を策定してください。

12 組合・任意グループの場合、補助金交付申請をどのように行うのか？

⇒まず構成員（組合・企業）の中から代表者（組合・企業）を決めていただき、代表者が参加する構成員分を取りまとめて1つの補助事業実施計画書に記載してください。ただし、補助事業実施計画書の経営計画と補助事業収支予算書については、構成員全体のもので参加する構成員毎のものを作成してください。

13 必ず相見積を実施しなければならないか？

⇒予定価格（予算額）が5万円以上となる場合、原則、見積徴取してください。予定価格（予算額）が20万円以上50万円未満の場合は2者、予定価格（予算額）が50万円を超える場合は3者以上から原則相見積を実施してください。

14 進捗状況報告および実績報告はいつまでに行う必要がありますか？

⇒事業期間中に年度末を迎える場合、4月20日までに進捗状況報告を行うことが必要です。実績報告は、事業完了日から20日以内に県へ報告する必要があります。

15 実績報告時に添付すべき証拠書類は何か？

⇒実績報告時には、補助対象経費ごとに、見積書（相見積含む。）、発注書・契約書、納品書、請求書、領収書の写しを添付してください。分量が多くなる等により添付が困難な書類については、県と相談の上、必要部分を抜粋してください。

B. 補助対象経費について

1 補助金交付申請後、交付決定前に発注（支払いは交付決定後）したものの経費は補助対象となるか？

⇒交付決定前に発注（申込み）した経費は補助対象となりません。

2 補助金交付決定前に支払った経費は対象となるか？

⇒対象となりません。

3 補助計画期間終了後に参加する展示会等の費用を補助計画期間内に前払いしたものは対象となるか？

⇒対象となりません。補助事業期間中に支払いが終わっていても、まだ実施していない取組は対象となりません。

4 消費税は補助対象経費になるか？

⇒対象となりません。

5 振込手数料は補助対象経費になるか？

⇒対象となりません。補助対象経費から振込手数料を支払ったときは、値引きとみなします。

6 下取りによる支払いは補助対象経費になるか？

⇒下取りによる支払は、実態上は値引きとなる場合があるため、補助対象経費になりません。物品等の購入に下取りによる支払が含まれる場合、購入額から下取りによる支払い額を引いたものが補助対象経費となります。

7 支払方法によって補助対象経費にならない場合がありますか？

⇒他の取引との相殺払による支払、事業期間内に完了しない手形による支払、手形の裏書譲渡、小切手、ファクタリング（債権譲渡）、暗号資産・クーポン・ポイント・金券・商品券等による支払は、補助対象経費になりません。物品等の購入に上記支払いが含まれる場合、購入額から当該支払い額を引いたものが補助対象経費となります。

8 経費の支払いは現金払いでもよいか？

⇒経費の支払は、支出状況確認のため銀行振込みが原則です。現金払いする場合は、必ず相手方から領収書をもらうようにしてください。

9 割賦販売契約にて割賦払いにより購入した設備備品は補助対象となるか

⇒補助事業期間内に契約が終了しない割賦払いは、原則補助対象となりません。

10 補助金の交付を受けた後、返還等を求められることは無いか？

⇒補助事業者が「鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告等）をした場合には、補助金交付決定後であっても補助金の交付取消・返還等を行うことがあります。

また、本事業の進捗状況確認のため、県が実地検査に入ることや、本事業終了後、監査人等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

C. 県外発注

1 鳥取県産業振興条例とは何か。なぜ、県内事業者への発注が求められるのか？

⇒県内における経済の発展・事業者の育成並びに県民の雇用の確保及び生活の向上に資することを目的として、議員発議により制定された条例です。

⇒本条例において、県の事業においては、県内の人材及び物品等を積極的に活用することが求められており、補助事業についてもこれに沿った対応が必要なものです。

2 県内事業者とは具体的にはどのような事業者を言うか？

⇒県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者を言います。

3 委託にかかる経費でなければ、県外事業者への発注は問題ないか？

⇒委託にかかる経費以外については、県内事業者への発注は努力義務となります。条例の趣旨を御理解の上、可能なものはできるだけ県内事業者への発注をお願いします。なお、委託にかかる経費以外であっても、県外事業者へ発注する場合は、その理由を求めることとしています。

4 補助金交付申請するにあたり、委託に係る業務を県外事業者へ発注したいがどうしたらよいか？

⇒委託に係る経費については、原則として県内事業者へ発注するもののみが補助対象経費として認められます。やむを得ず県外事業者へ委託する必要がある場合は、事前に県の承認を得て下さい。

県の承認を得ないで県外事業者へ委託した場合は、補助対象経費として認められません。交付申請書の添付資料である県外発注理由書に、県外発注理由等を記載の上、県の交付決定を受ける必要があります。県外発注理由等の内容によっては、認められない場合もあるため、注意してください。

5 補助金交付決定後、当初申請内容にない県外事業者に委託する必要がある場合、どうしたらよいか？

⇒事前に県へ協議を行い、県の承認を得る必要があります。交付申請書の添付資料である県外発注理由書に、県外発注理由等を記載の上、提出してください。内容によっては、認められない場合もあるため、注意してください。

6 補助金交付申請書に記載のない県外事業者へ委託してしまったがどうなるか？

⇒承認を得ないで県外事業者へ委託した場合は、補助対象経費として認められないため、補助対象経費から除外します。

(2) 新商品（役務）開発等支援事業

A. F S 調査費

1 自社で行う市場調査等を F S 調査費として計上してよいか？

⇒可能です。ただし、職員の人件費は対象となりませんのでご注意ください。

2 顧問契約等を締結した外部専門家の出張費や交通費の扱いは？

⇒契約内容に応じて支払うものについては対象となります。（専門人材活用の対象範囲）

B. 新商品（役務）開発費

1 補助金（「原材料費」等）を利用して開発した新商品は売ってもよいか？

⇒補助金を活用して開発できるものは試作品のみであり、開発した試作品の販売はできません。
また、補助対象となる原材料費は試作品の開発に要するもののみです。

2 「機械器具費」で、パソコンやプリンタ等は対象となるか？

⇒使用状況が限定される CAD 専用 PC やシステムに組み込まれたパソコン等（※）で新商品（役務）開発を行う上で必要不可欠な機器であれば補助対象となり得ますが、事務用等で汎用的な使用、他の用途への転用が想定される場合は対象なりません。

※システムに組み込まれたパソコン等・・・開発・導入するシステムの一部、ひとつのツールとしてパソコン等が組み込まれている場合をいう。単にソフトウェアやアプリケーションをインストールして使用する場合は対象外。

3 「機械器具費」の対象となる設備等は、補助事業終了後も使用してもよいか？

⇒使用して構いません。ただし、補助対象経費となる設備等は、あくまで開発を主目的としたものに限られます。購入時点から研究開発以外での使用を想定しているような場合は補助対象なりません。

4 「直接人件費」の算出はどのように行えばよいか？

⇒新商品（役務）の開発に直接従事する時間の給与及び賃金相当額と定義しており、計算式は次のとおりです。直接人件費 = 時給単価 × 直接従事する時間

※ 1) 人件費単価の算出方法 (基本給 + 年間賞与) ÷ 年間所定労働時間

「基本給」は会社の規定により、給与のベースとなる「基本給」と認められるものを対象とする。新商品等の開発に従事する上で必要となる技術手当等も対象となるが、関連が薄い手当や残業代等は対象外となる。

※ 2) 新商品（役務）の開発に直接従事する方の直接作業時間のみが補助対象となる。

5 「直接人件費」は社長も対象となるか？

⇒原則として役員や事業主の人件費は「直接人件費」の対象となりません。対象者は従業員（パート・アルバイトを含む。）に限ります。ただし、代表者以外の役員で直接、新商品（役務）開発等に従事する者については、従業員として開発にかかる部分のみ、補助対象とします。

6 「産業財産権導入費」の「産業財産権」とは何を指すか。対象経費は何か？

⇒事業遂行に必要な特許権、実用新案権、意匠権、商標権を指します。出願料、審査請求料、特許料・登録料の他、弁理士の手続代行費用も対象としています。補助事業期間中に要した（申込・契約、支払いした）経費のみ対象となりますのでご注意ください。

7 大学等との共同研究費は補助対象となるか？

⇒「共同研究費」という事業区分はないので、「外注費」「技術指導費」等の性質上該当する事業区分で補助金交付申請してください。

C. 人材育成費

1 人材育成のため会員限定の講演会等に参加する場合、その入会費や年会費も対象となるか？

⇒講演会等へ参加するために新たに組織・団体への入会が必要である場合は対象となりますが、年会費については入会から補助対象期間終了までの期間で按分した額が補助対象となります。

2 代表者の資格取得のための教材費・受講等は補助対象となるのか？

⇒原則補助対象外とし、人材育成の対象者は従業員に限ります。従業員がいない代表者のみの会社や個人事業主である場合、事業計画の取組に真に必要な資格取得である場合、代表者の資格取得も対象となる場合もあるため、県に相談してください。

3 従業員の資格取得のための検定料は補助対象となるのか？

⇒対象となりません。

D. 販路開拓費

1 自社で新規事業の営業を行うための経費（例：旅費交通費）は補助対象となるか？

⇒通常の営業活動は補助対象とはなりません。ただし、営業代行料として、外部の専門家に販路開拓を依頼するための経費は補助対象となります。

2 広告宣伝費でホームページを作る場合、金額はいくらでも補助対象経費となるか？

⇒上限は設けませんが、補助事業を実施するために必要最小限の経費であること、補助対象として相応しいこと等について判断し、対象の可否を判断します。

3 広告宣伝費で看板を作る場合、看板の金額はいくらでも補助対象経費となるか？

⇒上限は設けませんが、補助事業を実施するために必要最小限の経費であること、補助対象として相応しいこと等について判断し、対象の可否を判断します。

なお、看板について、設備や構築物と判断されるものについては、広告宣伝費ではなく、設備投資費に計上することになります。

(3) 設備投資支援事業

1 補助対象となる設備とはなにか？

⇒産業未来共創事業の実施に真に必要な減価償却資産（取得価格が10万円以上のもの）であり、建物、機械装置、工具器具、備品、システム等幅広く補助対象としています。

取組に直接関係のない設備（直接売上増加・コスト削減などに寄与しない設備）は補助対象外です。

2 建物の取得費用も補助対象となるか。

⇒新增築の建設費等の取得費用は補助対象です。ただし、土地の取得費用は対象外です。

3 県外の事業所に設置する設備は補助対象となるか。

⇒対象外です。投資による県内経済への波及効果及び雇用創出等の観点から県内の事業所への導入を対象としています。

4 汎用性の高い備品（パソコン・タブレット等）は補助対象となるか。

⇒汎用性がある設備は対象外です。

5 車両は補助対象となるか。

⇒汎用性のある一般車両は対象外ですが、今回の事業以外の目的に使用しないことが確認できる特殊車両及び改造車両については対象となる場合があります。判断に迷う場合は事前に県に相談をお願いします。

なお、補助対象経費は、車両に係る経費のみが対象であり、自賠償保険、自動車税、リサイクル関係費用等は対象となりません。

6 中古品の購入は補助対象となるか。

⇒対象となります。

7 機械等のリースの場合は、補助事業期間のみが対象か。

⇒そのとおりです。補助事業期間のリース料のみが補助対象経費となります。

8 クラウド（コンピューティング）の利用経費も補助対象になるか？

⇒事業目的に合致したクラウドサービスの利用経費は、設備・DX導入費になり得ます。ただし、補助事業期間の利用経費のみが補助対象経費となります。

9. ある設備について、国の「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」等で補助を受ける場合、今回の補助金でも重複して補助を受けることはできるか。

⇒できません。国・県・市等の他の補助制度で導入の補助を受ける設備は、補助対象外となります。

⇒ただし、市町村等が実施する、本補助金の採択を条件として上乗せ支援する制度については、各制度の担当機関にお問い合わせ下さい。

10 本事業で購入した設備を売却しても問題ないか。

⇒購入した設備を売却したりする場合には、県の承認を予め得る必要があります。

可能性がある場合は、早めに相談するようにしてください。

11 本事業で購入した設備は圧縮記帳できるか。

⇒圧縮記帳の対象になる場合があります。詳しくは税務署に確認してください。

12 設備投資支援事業に下限はあるか？

⇒事業規模で 500 千円（税抜）です。

1 3 新たに不動産業、物品賃貸業を行うが補助対象となるか？

⇒財産処分の観点から貸出しする商品（工具備品・賃貸物件・貸倉庫等）に対しては補助対象となりません